

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容

【本人の処分】

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 処分量定 | 懲戒処分（免職） |
| (2) 処分年月日 | 令和元年7月18日（木） |
| (3) 職名・年齢・性別 | 教諭・28歳・男性 |
| (4) 校種 | さいたま市立小学校 |
| (5) 発生日 | 平成31年4月22日（月）から令和元年6月26日（水）までの間 |

【管理監督者の処分】

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 処分量定 | 懲戒処分（戒告） |
| (2) 処分年月日 | 令和元年7月18日（木） |
| (3) 職名・年齢・性別 | 校長・57歳・男性 |
| (4) 校種 | さいたま市立小学校 |

2 事故の概要

当該教諭は、平成31年4月22日（月）から令和元年6月26日（水）までの間、校内において、複数の女子児童に対し、複数回、身体を触る行為を行った。

また、当該教諭は、平成31年4月27日（土）及び令和元年5月25日（土）、校外において、同僚の女性教諭に対し、身体を触る行為を行った。

問い合わせ先：教職員人事課
課長：澤田
担当：青木・鈴木
電話：829-1654
内線：4045